「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

<table>
<tr><td>許認可等の名称</td><td colspan="2">堺市立美原総合スポーツセンターの使用料等の減免</td></tr>
<tr><td>根拠条例等・条項</td><td colspan="2">堺市立美原総合スポーツセンター条例　　第8条第4項</td></tr>
<tr><td>所　　管　　課</td><td colspan="2">文化観光局 スポーツ 部　　スポーツ施設課
（指定管理者）</td></tr>
<tr><td>審　査　基　準</td><td colspan="2">（根拠条文）
市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項及び第2項の使用料を減額し、又は免除することができる。

（基準）
〇条例第8条第4項の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。
(1)　本市又は条例第13条の規定によりセンターの管理を行う指定管理者が主催する行事のために使用する場合　全額又は半額
(2)　前号に掲げるもののほか、市長が公益上特にその必要があると認める場合　全額又は半額

（堺市立美原総合スポーツセンター条例施行規則第15条第1項）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">標準処理期間</td><td>標準処理期間</td><td>7日（または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。）</td></tr>
<tr><td>標準処理期間を設定できない理由</td><td></td></tr>
</table>